

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会規程

昭和 61 年 7 月 22 日
神社協規程第 15 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程第 6 条に定める運営委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の機能)

第 2 条 運営委員会は、第 1 条の目的を達成するため、ボランティアセンターの事業を調査、審議するとともに、この事業の運営について会長に意見を具申するものとする。

(委員会の構成)

第 3 条 運営委員会は、委員若干名をもって構成し、委員のうち 1 名を委員長とし、1 名を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、ボランティア活動実践者、社会福祉団体、社会福祉施設、行政関係者、社会福祉協議会関係者、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は必要に応じ、専門委員会をおくことができる。

(委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(委 任)

第 9 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。（改訂第17号）
- 3 この規程は、平成17年8月1日から施行する。（改訂第47号）